

参加費
無料

改正公益通報者保護制度の適正運用に関する研修会

令和８年１２月から施行する改正公益通報者保護法を踏まえた、組織の体制整備及び実務対応等について、消費者庁の担当者が詳しく説明します！

開催日 2026年 12/16（水）

時　間 １４：００～１５：００

方　法 オンライン開催

対象者
- 経営者
- 労働者
- フリーランス
- 公益通報担当者
- 地方自治体職員
- その他

ご参加方法

参加申込みは、下記URLもしくはQRコードより
webフォームにアクセスしてください
https://forms.cloud.microsoft/r/WaCQNZiqAP

申込期限 2026年12月9日（水）

公益通報者保護法の概要や説明会の詳細は裏面にてご案内しております。

主催 ： 兵庫県　　問合せ先 ： 兵庫県 財務部 県政改革課
kenseikaikaku@pref.hyogo.lg.jp
078-362-4041

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の概要

オレンジ部分は令和7年改正事項

1 公益通報者保護法とは

勤め先の法令違反を認識した労働者等が、どこへどのような内容の通報を行えば、公益通報として、通報を理由とする解雇等の不利益な取扱いから保護されるかを明確化し、公益通報者の保護と国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図ることを目的とした法律。

2 公益通報とは

労働者・派遣労働者・退職者・役員・フリーランス等が不正の目的でなく勤務先や取引先における対象法律※1の刑事罰・過料の対象となる不正行為を通報すること

※1：国民の生命、身体、財産等の保護に関する法令（約500本）が対象

3 公益通報者の保護の内容

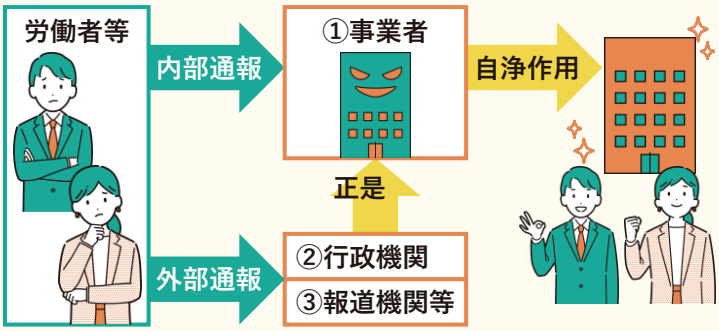
- 公益通報を理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止（公益通報を理由として労働者を解雇・懲戒をした者及び法人に対する刑事罰（個人：6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金、法人：3,000万円以下の罰金））
- 公益通報を理由とする事業者の損害賠償請求の制限
- 公益通報から1年以内の解雇・懲戒は公益通報を理由とするものと推定する（立証責任の転換）

4 通報先と保護の条件

① **事業者（内部通報）** 国・地方公共団体も含む
不正があると思料すること

② **行政機関**
不正があると信ずるに足りる相当の理由があること（例：目撃した又は証拠がある場合）又は不正があると思料し、氏名等を記載した書面を提出すること

③ **報道機関等**
通報対象事実の発生・被害の拡大を防止するために必要であると認められる者
不正があると信ずるに足りる相当の理由があること及び次のような事由があること
（例：内部通報では不利益な取扱いを受けると信ずる相当な理由、生命・身体への危害や財産に多額の損害が発生すると信ずる相当な理由 等）



5 事業者の体制整備義務

- 常時使用する労働者の数が300人超の事業者※2に対し、以下を義務付け

① 内部通報の受付・調査等の業務を担う従事者の指定
② 内部通報窓口の設置や内部規程の策定等、公益通報に適切に対応するための体制整備、労働者等に対する周知　等

- 従事者に対し、内部通報者を特定させる情報の守秘を義務付け（違反した場合には30万円以下の罰金）

※2：事業者には国・地方公共団体を含む。300人以下の事業者は努力義務

6 消費者庁の行政措置

- 従事者指定義務違反のある事業者には、報告徴収・立入検査、助言・指導、勧告、勧告に従わない場合の命令、命令をした場合の公表
- 上記事業者の虚偽報告・報告懈怠、検査の拒否、命令違反には罰金
- 従事者指定義務以外の体制整備について、事業者に対する報告徴収、助言・指導・勧告、勧告に従わない場合の公表

7 その他禁止事項

- 事業者が、正当な理由なく公益通報を妨害する行為の禁止
- 事業者が、正当な理由なく公益通報者を探索する行為の禁止

説明会タイムスケジュール ※状況により前後する可能性がございます	プログラム	説明者
14:05 ~ 14:45（40分）	内容説明	消費者庁 参事官（公益通報・協働担当）付 企画官　髙岡　文訓
14:45 ~ 15:00（15分）	質疑応答	―

説明内容

- 公益通報者保護法、法定指針と指針の解説に係る改正の概要
- 法定指針と指針の解説に係る改正の概要
- 行政機関の役割とガイドラインに係る改正の概要
- 事業者における内部通報制度の導入支援

消費者庁

制度全般に関する詳細情報は
こちらをご確認ください

はじめての
公益通報者保護法